

平成28年度  
理事会議事録

《平成28年4月16日（土）開催》

志津まちづくり協議会

## 【平成28年度「志津まちづくり協議会」理事会議事録】

|        |  |
|--------|--|
| 会議名    | 平成28年度「志津まちづくり協議会」理事会                    |
| 日時     | 平成28年4月16日（土） 13時30分～18時00分              |
| 場所     | 志津市民センター 大会議室                            |
| 出席者    | 会長・副会長・会計、監事、理事、事務局長、事務局長代行<br>事務局、合計27名 |
| 議事録作成者 | 志津まちづくり協議会 事務局員 政川 純子                    |

### 1. 開会のあいさつ

#### ◆会長

本年度新職員の紹介 市民センター職員3名 まち協事務局員1名

#### ◆会長あいさつ

平成28年度「志津まちづくり協議会理事会」の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。皆様には公私ともに何かとご多用のところご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本協議会では、草津市の“新しい住民自治の仕組み”であります「自分たちのまちは自分たちでつくる」の主旨に則り、「触れ合い、支え合い、住み続けたいまち」をめざして、町内会や自治会、そして組織・団体を包括した住民協働組織による多くの事業を展開しております。

特に、本年度は、本協議会の主な役割であります「地域課題解決に向けての行政への提言と要望活動」では、①山手幹線の早期整備や②草津川上流部の平地河川化、③国道1号草津川トンネル撤去後の草津川跡地（区間6）の利用と、④国道1号草津三丁目交差点の抜本的な改良などについて草津市や滋賀県、さらに近畿地方整備局に対して継続して取り組んでおります。

また、「まちづくり協議会の推進は、自発的な組織で運営するとともに、福祉のまちづくりと相互の連携」の具現化、そして、「まちづくり協議会の推進のため、4つの部による事業の遂行」の概要を「志津まちづくり通信」（第13号～第16号）にまとめ、全戸配布をいたしております。ここに、理事の皆さまのご支援・ご協力に改めまして厚くお礼申し上げます。

さらに、平成29年4月からの、『多様化する住民ニーズに対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上等を図ることを目的とする指定管理者制度』の導入や、『志津まちづくりセンターの建設工事』などの新規事業への対応などが急務となっております。

それでは、本日の理事会では、別冊の平成28年度「志津まちづくり協議会」定期総会議案書の第1号議案から第8号議案について、慎重なる審議とともにスムーズな議事進行にご協力いただきますようお願い申し上げます、開会にあたっての挨拶といたします。

## 2. 「志津まちづくり協議会」の歌 全員合唱

### ◆会長

それでは、皆さんと「志津まちづくり協議会の歌～ふるさと志津～」を合唱したいと思います。ご起立をお願いいたします。お手元の総会資料の表紙裏に掲載しております。ご覧ください。

＜ 合 唱 ＞

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、次第に基づき進めさせていただきます。議事の進行につきましては、会則第7条の(1)号に「理事会の議長は会長があたる。」と明記されていますが、議案のいくつかを会長が提案することとなっています。よって、本日の議長を事務局長に委任したいと思います。ご承認をお願いします。いかがですか。

### ◇全員

異議なし。

### ◆議長

大役をいただきましたYです。

なにぶん不慣れですので、スムーズに進行できますよう、みなさんのご協力をよろしくお願いします。それでは、議事に入らせていただきますが、会則の第17条で「理事会の議事録は公開する」となっておりますので、ご了承をお願いします。

☆資料の追加について説明、資料の差替えについて説明 (Y議長)

## 3. 議 事

### ◎第1号議案 平成27年度事業報告について

#### ◆議長

第1号議案「平成27年度事業報告について」O副会長説明をお願いします。

#### ▲O副会長

会議報告・要望書提出の報告・草津川跡地(区間6)活用検討懇話会報告 P1～P4

#### ▲N副会長

町内会長委員会の業務報告 P4～P5

#### ▲A部長

防災・防犯・交通部報告 P5～P6

#### ▲Y部長

福祉部報告 P6～P7

#### ▲S部長

教育・文化部報告 P7～P8

#### ▲O部長

体育・健康部報告 P8～P9

#### ▲M事務局員

事務局業務報告 P9～P10

#### ▲O副会長

「地域ふるさとづくり」事業報告 P10

◆議長

ありがとうございました。ただ今の、第1号議案「平成27年度事業報告について」何かご質問、ご意見等があれば、挙手をお願いします。

◇U 理事

P2 1月13日の会議内容の中で、三役選出と報告がありましたが、会則では、本部は推薦、理事会で選出、総会で承認となっているのに、本部会で選出とはどういうことですか。

▲Y 会計

「三役選出のあり方について」話し合いました。

◇U 理事

名前を挙げていませんか。

▲O 副部長

名前を挙げて決定はしていません。

◇U 理事

「選出」という言葉を消してください。では、今回の理事会で推薦しておられる役員はいつ話し合われたのか教えてください。

▲O 副会長

「選出の方法やあり方」について話し合ったのだから消すことはないと思います。  
3月8日の本部会で改選について話し合いました。

▲N 副会長

改選の時期なので、三役はどうあるべきかという話をしました。誰がどの役に就くとかそんな話はしていません。

◆議長

「三役選出」を「三役推薦」に表現を変えることでよろしいですか。

▲O 副会長

「選出方法のあり方」について話し合ったということを理解してほしい。

◆議長

他の理事の方ご意見等ございますか。なければ、このまま資料どおりとさせていただきます。

◇M 理事

2点質問があります。1点目は、P4で報告の3月12日に実施した草津川跡地区間6の地元説明会は、私の町会長名で青地第一町内会として実施させていただきました。

志津まち協はどう関わっていただいているのですか。

2点目は、P5で報告の4月25日に開催されました市の水防訓練の参加についても私は青地第一町内会長として町内会から参加させていただきました。

このことについても、まち協としてはどう解釈されているのか教えてください。

◆議長

まず1点目について、副会長説明をお願いします。

▲O 副会長

志津まち協の代表として検討懇話会委員になり会議に出席してきました。青地第一町内会とまち協のどちらが主になって会議を招集するかはどちらでも良いと思います。

今後は、臨機応変な対応をしていけば良いと思います。

▲会長

この説明会の持ち方については、草津市役所河川課の担当者にまち協が主で草津川近辺の町内会に集まってもらうのが良いのか質問しました。河川課は「草津川近辺の地元の意見が聞きたい。」と言われました。そうすると、青地第一町内会が該当町内会になります。

青地第一町内会に全てを任せるのではなく、今まで担当していた0副会長にも会議に出席していただきたいと河川課は言っています。

◇M 理事

今の話は立ち話で聞いた程度なので、私は青地第一町内会単独で実施したとしか思っていませんでした。

▲会長

そのことは、河川課から青地第一町内会に直接話をするとのことだったので確認しないと分かりません。

◇M 理事

誰が言ったとかこの場で議論しても仕方ないことです。ただ、青地第一町内会もまち協の一員だと考えるなら、市を通じて話すのではなく、コンセンサスを取りながら進めていただきたいと思います。

▲会長

今後心がけたいと思いますが、その時は、市から関係の町内会長にお願いするとのことでした。

◇M 理事

町内会の住民向けの文書は、青地第一町内会長の名前だけで、志津まち協の名前はどこにも出していません。

▲会長

他の学区ではこのような場合はどういう文書を出しているのかと市に確認したら、地元の町内会長の名前で文書は出しているとのことでした。

◇M 理事

それで結構ですが、私としては志津まち協から委員として出ているのだから、青地第一町内会単独ではなく、まち協とコンセンサスを図っておかないと進めていけないと思います。

▲会長

貴重な意見だと思います。だから、関係の町内会長、まち協、市の関係課と綿密な連携を取りながら進めていきたいと思います。

◇M 理事

よろしくお願ひします。それから、もう一点お願ひがあります。「地元からも検討懇話会委員を出すべきだとの強い要望で、平成28年度から、地元から委員として出してもらうことに三役会で決定しました。」とありますが、具体的に私には何も正式な依頼が来ていないので、私は動けません。三役会で決定されても、「その後、青地第一町内会と具体的な方法は検討することになりました。」と一筆書いてもらわないと青地第一町内会としては困るのでご配慮いただきたいと思います。

▲0 副会長

市からは今後どうするのかまち協で決めていただいて、最終、市に報告してくださいと言わ

れています。本部会では、この理事会で諮った後、平成 28 年度に向けて青地第一町内会と協議していくという順序で進めていきたいと思ひます。

◇M 理事

流れは分かりますが、この資料では、三役会で決定としか書かれていません。ということは、まだ何もしなくて良いということが良いのですね。そのことは平成 28 年度の事業計画案で発言します。

◆Y 議長

2 点目について、防災・防犯・交通部長より説明をお願いします。

▲A 部長

平成 27 年度から現在の青地地先の防災訓練場で市の水防訓練が行われています。志津学区で実施するので志津学区の町内会も参加していただくとありがたいと市の河川課から要請があったので、町内会長委員会で説明させていただきました。青地第一町内会には市から直接案内が行っていたかはこちらでは分かりませんが、青地第一町内会からは多くの参加者があったので紹介させていただきました。

◇M 理事

青地第一町内会が独自で参加したという解釈で良いのですね。

▲A 部長

はい。青地第一町内会が自主的に参加されました。

◇U 理事

毎年自主防災研修会を実施されて今年度も青地第一町内会での行方不明者の捜索事例等の発表をされましたが、研修後、まち協や各町内会等で展開されないのですか。その場で事例報告をするだけでなく、研修後活かしていくような展開を考えていただきたい。

▲A 部長

まち協としては各町内会に協力をいただきながら推進していけるように、次期部長に引き継いでいきたいと思ひます。

▲N 副会長

町内会長委員会は月 1 回しかありません。委員長は、本部会議に出席していますが、漏れが出てくるので三役本部会議と町内会長委員会の合同で会議をしたらどうですか。今年度の反省から思ひます。町内会長は、まち協の全ての部と連携していく必要があります。

◇U 理事

町内会長だけでなく、学区内の各種団体長も含めて毎月理事会を開催すれば良いと思ひます。委員長が本部会議の内容をいくら町内会長委員会の中で報告してもなかなか伝わりません。それよりも、毎月理事会をして話し合うという過程が大切だと思ひます。

◇H 理事

私はそこまでする必要ないと思ひます。反対です。

◆議長

いろいろなご意見が出ています。

今後の課題として本部、理事会で話し合っていたいただきたいと思ひます。本日は、この件に関しまして閉めさせていただきます。

それでは、以上で第 1 号議案については総会で諮らせていただきます。

## ◎第2号議案 「平成27年度収支決算報告および会計監査報告について」

### ◆議長

次に、第2号議案「平成27年度収支決算の報告」を会計よりお願いします。

### ▲Y 会計

第2号議案 P11～P13 を説明

### ▲議長

引き続き、会計監査報告を監事寺尾 信一さんをお願いします。

### ▲T 監事

会計監査報告 P14

### ◆議長

ありがとうございました。ただ今の、第2号議案「平成27年度収支決算報告について」、何かご質問、ご意見等があれば挙手をお願いします。

<質疑応答>

### ◆議長

それでは、質問も無いようですので、第2号議案として総会で諮らせていただきます。

## ◎第3号議案 「会則の一部改正（案）について」

### ◆議長

次に第3号議案「会則の一部改正（案）について」、会長より説明をお願いします。

### ▲会長

第3号議案を説明 P15～P17

### ◇T 理事代理

1点目、会則を改正されるなら、いきなり新旧対照表を載せるのではなく、改正するという会則案を付ける必要があると思いますがいかがですか。

2点目、付則にこの会則は、平成28年4月23日から施行すると新たに記載する必要があると思います。

### ◆B 事務局長代行

役所ではそうしますが、民間の団体であれば、経緯で分かるように会則を改正される団体もありますので理事会で了解をいただけるなら、このような形態でも良いと思います。ただ、付則は必ず必要ですので総会資料には追記するのが正しいと思います。

### ◇T 理事代理

皆さんから了解が得られるのであれば良いと思います。

### ◆議長

ありがとうございました。第3号議案「会則の一部改正（案）について」として総会で諮らせていただきます。

## ◎第4号議案 「平成28年度役員(案)について」

### ◆議長

次に、第4号議案「平成28年度役員(案)について」会長より説明をお願いします。

### ▲会長

第4号議案「平成28年度役員(案)について」説明 P18.～P19

◆議長

何かご質問、ご意見等があれば、挙手をお願いします。

◇U 理事

新理事の中に今までおられた補導委員会の役員名がないのですがどうしてですか。

▲会長

会長が必要と認めた方をお願いします。ひとりずつ理由付することはできません。

◇U 理事

ちがいます。会則には「組織・団体の代表」および会員から必要に応じて会長が委嘱する者とする書かれています。納得ができない。理事の皆さんの意見を聞きたい。会長が勝手に決めてはいけません。

◆議長

他の理事さん方ご意見ございますか。

◇T 理事代理

前年まで理事をされていた団体をなぜ今回は外されたのか理由を説明されたほうが良いと思います。

▲会長

それは難しいです。ひとりずつの理由付は言えません。

◆議長

他にご意見はございませんか。

▲A 部長

理事は 30 名以内と会則に定めてあります。町内会長全員と各種団体の代表を全員理事にすると 30 名を超えてしまいます。毎回同じメンバーでは固定化されてしまうので交代されたのではないですか。

◇U 理事

それは誰が決めるのですか。会長が一存で決めるのはおかしいです。

◆議長

そのために今日の理事会で提案されています。

◇U 理事

理事全員の意見を聞いてください。

◇Y 理事

案として挙がっている団体だけでなく、地域の他の団体も全員理事に入っただき広く意見を聞く方が良いと思います。

◆議長

他の意見はございますか。

◇M 理事

理事を選出する場合、どの団体からどのように選出するのか明記した方が良いと思います。

◇N 理事

30名の枠を除してしまい、地域の団体をもっと広く受け入れたら良いのではないかと。

◇H 理事

30人を超える理事会は会議をするだけで大変なので、常任理事を設けるといふ考え方もあると思います。



▲0 副会長

全ての団体を理事として、40人も50人も増えるのであれば、常任理事を選出して常任理事会を設けるといふ組織にしても良いと思いますが、今の会則ではそのようになっていないので、1年間かけて検討してはどうですか。

◇U 理事

私は、組織とか言っているのではなく、なぜ、補導委員会を理事から外したのか聞いているのであって、補導委員を理事にしてほしいという意見なので、この場で決めていただきたい。

▲会長

補導委員だけ理事にするというのはおかしい。一年かけて検討したい。

◇U 理事

昨年まで理事だったのに外されているからこんな意見が出ています。納得できません。

▲会長

あなただけの意見を聞けないので全ての理事に意見を聞いてもらいたい。

▲N 副会長

各種団体をどの部に配属するかを明確にし合意してもらわなければ勝手に会長が決めたというような意見になります。

◆議長

ひとりひとり意見を聞いていると時間もないので、補導委員会を理事に追加する意見で採決を取らせていただきます。

～挙手多数～

挙手多数の為、補導委員会の代表を理事とするという案を総会で諮らせていただきます。

◇Y 理事

文句を言った団体だけ認めるというのもおかしいと思う。一年間かけて、理事、組織体制も含めて見直していただきたい。

◆議長

それでは、一年かけて理事、組織体制も含めて見直していくことを検討してください。

◎第5号議案「志津まちづくり計画の改訂（案）について」

◆議長

次に、第5号議案「志津まちづくり計画の改訂（案）について」、0副会長より説明をお願いします。なお、各部の事項は、各部長より説明をお願いします。

▲0 副会長

第5号議案：まちづくり計画の改訂（案）を説明 P2～P8

▲N 副会長

町内会長委員会の事業計画案 P8

▲A 部長

防災・防犯・交通部の説明 P9

▲Y 部長

福祉部の説明 P9

▲S 部長

教育・文化部の説明 P10

▲0 部長

体育・健康部の説明 P11

▲M 事務局員

事務局の説明 P12

▲0 副会長

平成28年度からの新事業計画の説明 別紙

◆議長

ありがとうございました。ただ今の、第5号議案「志津まちづくり計画の改訂(案)について」何かご質問、ご意見等があれば挙手をお願いします。

◇T 監事

P10の2行目「住民のコミュニティ不足」と書かれていますが、どういう意味ですか。

▲0 副会長

「コミュニケーション不足」の間違いです。訂正します。

◇T 監事

「子どもから高齢者までが笑顔で生活できる住み良い地域をめざす取り組み」と書いていますが、現在、まち協の組織団体の中に、小学校、中学校、幼稚園、保育園を巻き込んでいかないと本物のまちづくりはできないと思います。小学校の先生方、PTAのような動員力のある団体を構成団体に入れていただきたい。総会に出ていただけるように、教育・文化部に入れたら良いのではないですか。また、新たな発展に繋がるのではないのでしょうか。正式な形でなくてもまち協を知っていただきたいと思います。

▲会長

前志津小学校長と話しましたが、「今のまち協との関わりで十分です。これ以上関わると、本来のPTA活動ができなくなる。志津ふれあい広場の関わりで十分です。」とのことでした。

◆議長

小学校の校長も変わっておられるので、再度小学校と協議していく方向で考えていただきたいと思います。

◇U 理事

一つ目、志津の都市計画道路の中で、未整備の都市計画道路が多くあります。各町と連携して意見を集約してまち協として市と交渉してほしい。

二つ目、高穂包括支援センターが、車で行きにくい場所にあります。その道を拡張してほしい。現在3学区の社協の会長が動いています。まち協としても協力してほしい。

▲0 副会長

町内会長委員会の中で、意見をまとめていただき、まち協全体で進めていく必要があれば考えていきたいと思います。

◇T 理事

P6「地域の主要な組織・団体」とありますが、「主要」となると、特定されるので、地域の組織・団体と全般にした方が良いと思いますが。

▲0 副会長

適正でなければ変更していただければ良いと思います。5年計画ですので1年後計画を見直しても良いと思います。

◆議長

それでは、第5号議案として総会で諮らせていただきます。

◎第6号議案「平成28年度事業計画(案)について」

◆議長

次に、第6号議案「平成28年度事業計画(案)について」0副会長より説明をお願いします。

なお、各部の事業計画(案)については、各部長より説明をお願いします。

▲0副会長

第6号議案：事業計画(案)を説明 P7

▲N副会長

町内会長委員会の説明 P8

▲A部長

防災・防犯・交通部の説明 P9

▲Y部長

福祉部の説明 P9

▲S部長

教育・文化部の説明 P10

▲0部長

体育・健康部の説明 P11

▲M事務局員

事務局の説明 P11

▲0副会長

「要望・業務」の説明 P12

◆議長

ありがとうございました。ただ今の、第6号議案「平成28年度事業計画(案)について」何かご質問、ご意見等があれば挙手をお願いします。

◇M理事

まち協から青地第一町内会宛に「草津川跡地(区間6)活用検討懇話会の委員をお願いしたい」という文書をいただくことはできませんか。

▲0副会長

「選出依頼書」を出します。

◇U理事

本部会で話し合っておられることが理事まで聞こえてこないの、毎月でも良いので合同本部会をしていただきたい。

▲0副会長

町内会長は普段から負担が多く、これ以上会議の回数が増えると負担が大きくなるので、この場ですぐに返事はできません。町内会長委員会の考えもあると思いますので理事会で決定することはできない。

◇U理事

まち協のことをもっと広げるには、会議を開いているような役員が地域の方にまち協のことを話してもらい広めてもらうのが一番早いと思いますので考えてください。

▲0 副会長

それは分かりますが、町内会長委員会の意向もあるので勝手に決められません。

▲N 副会長

町内会長委員会業務の中に、「町内会・自治会の学習懇談会」の開催があります。志津人権教育推進協議会の引継ぎをしっかりといただき、今後も人権教育を深めてほしいと思います。

◇T 理事

人権教育推進協議会の会長と、モデル町は同じ人ではなく、別々の人が担当した方が良いと思う。

◆議長

このことは、町内会長委員会業務なので町内会長委員会の中で話し合ってください。引継ぎをお願いします。

▲N 副会長

次の会長への引継ぎは、前会長からお願いしたい。担当同士でもしてもらわなければ、細かいことは分かりません。

◇T 理事

人権教育推進協議会の会長は、毎年変わるのではなく、副会長をモデル町がするというのもひとつの意見です。検討してください。

◆議長

次年度については、山寺大空町内会長が積極的に進められる方なので、人権センターの先生と、事務局とで打ち合わせをしようと思っています。ただ、事務局が引継ぎをするのではなく町内会長委員会の中でしていただけるような体制を作っていただきたいと思いますので引継ぎをお願いします。

▲N 副会長

次の町内会長委員会の時に、協議したいと思います。

◇T 理事代理

福祉部の「敬老のつどい」事業参加者599名と人数まで記載されていますが、事業計画なのに細かすぎると思います。また、将来的に、まち協としてどのくらいの参加率を求めておられるのか、対象者が増えてきて、会場も狭く収容できない等の課題もある中で、参加者の人数を明確に書くのはどうですか。検討いただきたいと思います。

◆議長

福祉部と検討して訂正させていただきます。

◇T 監事

「自然・文化・歴史が共存する地域づくり」で事業を展開すると基本方針では掲げているが予算もありません。せめて、事業計画の中に「ふるさとマップを活用した事業等」を組み込んでいただきたい。

◆議長

貴重な意見ありがとうございます。

◇T 理事

敬老のつどいの参加率が低いので、町内会の総会で意見を聞いたところ、名称を変更してはどうかという意見が出ました。意見のひとつに「健幸のつどい」「幸齢のつどい」などありま

した。検討していただきたい。

◆議長

福祉部と町内会長委員会を含めた中で検討していただけたらと思います。

◇U 理事

志津にはオリンピック選手や芸能の分野で活躍されている方がたくさんおられます。そういう頑張っておられる人を毎月1回市民センターに来ていただき、住民に話をしてもらえりような企画を教育・文化部で考えていただきたい。

◆議長

多くの意見をいただきましたのでそれを書き加えて、第6号議案として総会で諮らせていただきます。

### ◎第7号議案「平成28年度収支予算（案）について」

◆議長

第7号議案「平成28年度収支予算（案）について」説明を会計よりお願いします。

▲Y 会計

第7号議案「平成28年度収支予算（案）について」説明 P23～P24

◇T 理事代理

「各関連項目は、合計予算額（款）で執行する。細部（項／目）の金額を目途とする。」と一文を収支決算報告・収支予算案どちらにも記載した方が良いと思います。

コード番号が途中でなくなっているのを確認した方が良いと思います。（案）の文字を後ろに揃えた方が良いと思います。

▲Y 会計

そのように訂正させていただきます。

◇T 監事

雑収入「ふれあい広場協賛金」150,000円が予算化されていますが、各理事に協力依頼をさせていただきますが、快く協力いただきますようよろしくお願いします。

◆議長

皆さんご協力をよろしくお願いします。

第7号議案は、一部修正を加えまして総会で諮らせていただきます。

### ◎第8号議案「指定管理者制度・建設工事（案）について」

◆議長

次に、第8号議案「指定管理者制度・建設工事について（案）」を会長より、説明をお願いします。

▲会長

総会議決権の理事会委任について説明 P25

◇T 理事代理

P25の（仮称）地域まちづくりセンター指定管理者制度・建設工事についての文書は、下の文書の補足説明なので、【第8号議案】がこのページのトップに記載されるのではないですか。

◆議長

文書を入れ替えます。

◇M 理事

理事会委任にしてしまうのはどうかと思います。

②の建設工事という表現はおかしいと思う。「地域まちづくりセンターのあり方について」の方が良いと思います。

そうなる、このような大切なことを理事会で決定して良いのか疑問に思います。

どこかで総会を開かなければならないと思います。

▲0 副会長

それぐらい重みのある理事会だと思いますので、総会では報告だけで良いと思います。

◆議長

今年度、9月までに指定管理の申請を出さなければならない時期になってきています。様々な問題がある中で、志津まち協として指定管理を受ける最終決断は7月です。

それまでに、意見をまとめることができるのかどうでしょうか。また、平成29年から指定管理を受けるかどうかは総会で決定しなければいけないと個人的に思っています。そうなる、6月か7月に臨時総会を開かなければならないと思います。そういうことを考えて、今回このような案を出させていただいています。

▲0 副会長

市まちづくり協働課と協議をしていくなかで、段々改良されてきています。再度検討する必要があると思います。大変忙しくなりますが、9月には指定管理の申請をしなければならぬのであまり時間がないのですが、再度相談したくてこのような提案をさせていただきました。

▲会長

今までは本部でいろいろ検討させていただきましたが、29年から指定管理を受けるか受けないでメリット、デメリットがあります。10名以上の委員を選出させていただいて検討委員会を立ち上げたいと思って提案させていただきました。

◆議長

第8号議案の理事会委任について諮らせていただきたいのですがどうですか。

◇M 理事

指定管理についてのスケジュールを総会で提示して、このような手順を進めていきます。その中で検討委員会にお願いしたいと説明するなら納得していただけると思うけれど、何もわからない中で任せてくださいと言われても困ります。

◆議長

今後のスケジュールを総会資料に載せて総会で説明します。その中で、臨時総会をしてほしいということに決まれば、この案は否決とします。検討委員の委員について本部の案を配らせていただきます。

▲会長

検討委員会委員（案）を読み上げる。

◇H 理事

私は、市の指定管理の選考委員になっているので今回検討委員はできないのではないですか。

▲B 事務局長代行

委員の一員なら大丈夫かと思いますが、私の方で確認させていただきましようか。

◇H 理事

市には、私が確認します。

◆議長

H 理事の方で確認いただいて、委員になっても大丈夫だと分かれば委員をお願いします。

◇U 理事

この委員（案）はいつ作成したのですか。すぐに出てくるとはどういうことですか。この場で決めるのではないですか。白紙の状態での場で決めるべき。いつでも本部のメンバーばかりで問題になっています。

▲Y 会計

たたき台を作ってはいけないのですか。

▲O 副会長

これは、案ですので決定ではありません。意見があればこの場で言ってください。

◆議長

案ですので、ご意見等ありましたら発言をお願いします。

◇U 理事

私を委員の中に入れてほしい。賛否をとっていただいても良いです。

◆議長

U 理事が検討委員になりたいとのご意見です。賛否を取らせていただきます。

◇M 理事

総会で決定してから、検討委員のメンバーについて会長に一任としたらこのようなことでもめることはないと思います。

◆議長

検討委員のメンバーを決めることは急ぎますので、今日案を出しましたがどうさせていただきますでしょうか。

▲A 理事

第 8 号議案を総会にかけ、議決されたら検討委員を決めますが、時間もないので検討委員のメンバー案も理事会で内諾をいただきたいということですね。

第 8 号議案が通れば、任命権は会長にあります。だから、その前に皆さんの意見を聞きたいということだと思えます。

◇U 理事

それならば、ここで名前を出してはいけない。

▲A 理事

こういった場合、民間企業では付帯決議をします。ただし、この範囲と限定するやり方で行います。

▲Y 会計

この場では、総会で検討委員会を立ち上げて良いかだけを諮ったら良いと思います。

◆議長

第 8 号議案と、「検討委員会の立ち上げについて」、「検討委員会の委員は、理事会で選出し会長が委嘱する」に変更します。名簿は回収させていただきます。

▲N 副会長

まち協の役員選出については、会則の第 12 条（4）第 5 条に定める役員等の推薦に関する事項ではっきり定めています。だから、今回の役員の決め方は間違っていない。

◇T 理事

理事会で選出とありますが、新旧どちらの理事会なのか分かりません。

▲H 理事

理事会なので、新旧関係ないと思います。

▲O 副会長

U 理事、ご理解いただきたいと思います。

◆議長

意見も纏まったのでこれで理事会を終わらせていただきます。ありがとうございました。